

◎公契約関係競売等妨害が判明した下記業者について、2ヵ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札における参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社久米設計
業者の住所：東京都江東区潮見2-1-22
2. 指名停止措置期間：令和6年1月10日～令和6年3月9日
(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、宮崎県串間市が発注した市消防庁舎新築工事における設計業務の入札をめぐり、株式会社久米設計の九州支社長が、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和5年11月16日、宮崎県警に逮捕されたものである。
5. 指名停止措置理由
当該業者たる株式会社久米設計の九州支社長が、公契約関係競売入札妨害の容疑で宮崎県警に逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第2第8号イ（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

<措置要領別表第2>

| 措置要件 | 期間 |
|--|---------------|
| （公契約関係競売等妨害又は談合） | |
| 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 | 逮捕又は公訴を知った日から |
| イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 | 2ヵ月以上12ヵ月以内 |
| ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員 | 1ヵ月以上12ヵ月以内 |

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 小柳 康孝（内線 2511）
（契約課直通：Tel 092-476-3509）
港湾空港関係
総務部契約管理官 坂本 起朗（内線 290）
（経理調達課直通：Tel 092-418-3345）